

香川高等専門学校福利センター使用細則

平成21年10月 1日制定

平成26年10月30日一部改正

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校福利センター運営規程第7条に基づくセンターの使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第2条 センターのうち、研修室及びオーディオルームは、次の各号に掲げる場合に使用できるものとする。

- 一 学生会及びクラブの活動
- 二 学生又は教職員の研修及び集会
- 三 その他校長が許可した場合

(使用時間)

第3条 センターの使用時間は、次のとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 一 第1研修室、第2研修室、第3研修室及びオーディオルーム
9時から19時まで

二 売 店

平日	平日の前の休日
10:30～20:00	18:00～20:00

三 食 堂

平日のみ
10:30～13:30

四 談話室 終 日

(休業日)

第4条 センターの休業日は、香川高等専門学校学則第5条第2項に規定する休業日で、次のとおりとする。ただし、休業日であっても校長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- 一 春季休業
- 二 夏季休業
- 三 冬季休業
- 四 学年末休業

2 前項に規定する休業日のほか臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(使用の手続)

第5条 センターのうち、第3条第一号の各室を使用する者は、代表者が、使用前日までに「福利センター使用許可願」を学生課学生係に提出し、許可を受けなければならない。

2 「福利センター使用許可願」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(鍵の取扱い)

第6条 センターの鍵は、学生課学生係において保管し、受渡しするものとする。ただし、

勤務時間外における鍵の受渡しについては、外部委託の警備員が行うものとする。

(使用上の注意)

第7条 センターの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、設備及び備品は大切に取扱うとともに、許可なく移動させないこと。
- 二 火気の手扱いについては十分に注意し、喫煙は指定の場所で行うこと。
- 三 センター備付け以外の電気器具は、使用しないこと。ただし、特別の事情がある場合は、事前に学生課学生係に願い出て許可を受けること。
- 四 センター使用後は、清掃、整理、整頓をし、戸締まりは厳重に行うこと。

(使用終了時の点検)

第8条 センターの使用を終了したときは、代表者が学生課学生係（勤務時間外は外部委託の警備員）に報告し、点検を受けなければならない。

(弁償責任)

第9条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品を亡失あるいは破損した場合は、弁償又は原状に回復しなければならない。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。